

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第48号）が別添のとおり公布され、令和2年4月1日から施行することとされたところである。

この省令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

1 身体障害者手帳の再交付申請における個人番号の省略

令和元年12月23日に「令和元年の地方から提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことを受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするよう、所要の措置を講ずる。

2 身体障害者手帳の交付申請の際に添付する写真の規格の見直し

身体障害者手帳の交付申請手続の際に 添付が必要な写真の規格については、別表第三号において「脱帽して上半身を写したもの」と規定されているが、第3期がん対策推進基本計画にもとづくがん患者のQOLの向上に向けた取組が進められていること等を踏まえ、都道府県知事が認める場合には、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真を添付することを可能とする改正を行う。

第2 主な改正の内容

1 身体障害者手帳の再交付申請における個人番号の省略

- ・ 身体障害者手帳の再交付申請において申請書に記載すべき事項を規定する。
- ・ 身体障害者手帳の再交付申請においては、運転免許証その他省令に定める書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を要しないこととする。

2 身体障害者手帳の交付申請の際に添付する写真の規格の見直し

- ・ 別表第3号に規定されている身体障害者手帳の交付申請の際に添付する写真の規格の備考に、脱帽して上半身を写したものであることの例外として、申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うことを認める場合を除く旨を明記する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和2年4月1日

2 経過措置

- ・ この省令の施行の際現にある旧規格による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。